

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年3月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今井 高信 | 2番 | 高木 正己 |
| 3番 | 小澤 正明 | 4番 | 日比野 真里 |
| 5番 | 吉原 範明 | 6番 | 澤野 敏久 |
| 7番 | 寺澤 克己 | 8番 | 吉野 幹雄 |
| 9番 | 伊藤 譲 | 10番 | 松山 運美 |

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 武内 雅洋 | 次長 | 石黒 貴之 |
| 統括主査 | 宮田 隆志 | 書記 | 杉渕 詩織 |
| 書記 | 渋田 訓史 | | |

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 3番 | 小澤 正明 | 4番 | 日比野 真里 |
|----|-------|----|--------|

議長 それでは議案一覧表に基づき、第12号議案から第17号議案を上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第1.2号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲り受け人は [] に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢で、営農を続けることが困難なため、譲渡を考えていたところ、申請地隣地の農地の耕作者である申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

議案書3ページをご覧ください。第13号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は [] に居住しております。こちらの案件は後ほど説明させていただく、農地法5条の許可申請に関連する案件です。平成25年に施行された急傾斜地崩壊対策工事の際に工事車両の駐車場、通路として利用され、工事完了後も農地に戻すことなく自宅敷地への通路・駐車場として利用しておりました。申請地の北側に長男の新居を建築するため是正するとともに、本申請地を自宅敷地の通路、4台所有する自動車の駐車場として利用するため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は申請地内の側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア) - b - (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概

ね 10 h.a 未満である農地で第2種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書5ページをご覧ください。第14号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①農振除外の案件です。申請者は現在 [] の賃貸住宅に居住しております。家財道具も増え現在の住居では手狭になってきたことから、住宅の建築を検討していたところ、父より所有地への住宅建築の承諾をもらい、住環境も良好であることから本申請となりました。

汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、雨水とともに北側の水路へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

②申請者は現在 [] に家族3人で居住しており、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭なことから、住宅の建築を検討していたところ、父より所有地への住宅建築の承諾をもらい、住環境も良好であることから本申請となりました。

汚水・雑排水は下水道へ接続し、雨水は西側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア) - b - (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 h.a 未満である農地で第2種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上文は

業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

③申請者は先ほど第1・3号議案の申請者の長男で、現在は■■■の賃貸住宅で居住しております。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭となってきたことから住宅の建築を検討していたところ、父より所有地への住宅建築の承諾をもらい、住環境も良好であることから本申請となりました。申請地は先ほども説明したとおり、平成25年に施行された急傾斜面崩壊対策工事の際、一部分を駐車場及び通路として利用され、その後農地へ戻すことなく通路として利用していたため始末書が添付されております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア) - b - (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の8ページをご覧ください。第1・5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、37件です。1番から19番が農地中間管理機構、20番から37番が相対での利用権設定となります。1番と2番、20番と21番が犬山地区、3番から8番、22番から31番が城東地区、9番から15番、32番から35番が羽黒地区、16番が池野地区、17番から19番、36番と37番が楽田地区の案件となります。

37番は新規就農者の権利設定であったため、会長及び地区的委員と面談を行っております。

37番の借人は、現在、土産物店の経営者です。借人の農業経験は家庭菜園のみですが、農業経験のある同級生などの協力を得て、農業に取り組む予定を聞き取りしています。

借人は、今回権利設定する農地を借りて、本業で取引のある飲食店2店舗が仕入れてくれる野菜を無農薬栽培する計画をしています。また、漢方薬の原料となるシャクヤクの栽培や、安納芋を栽培し、スイーツとして城下町で販売する考えもあり、将来的には農業法人の設立も検討していると聞き取りしています。

続いて議案書の22ページをご覧ください。第16号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第15号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように扱い手に配分するかを示した計画です。

23ページが [REDACTED] 氏

24ページが [REDACTED]

氏

25ページが [REDACTED] 氏

26ページが [REDACTED] 氏

27ページが [REDACTED] 氏

28ページが [REDACTED]

氏

29ページが [REDACTED] 氏

30ページが [REDACTED] 氏への配分計画案です。

30ページ17番は新規就農者の権利設定であったため、会長及び地区の委員と面談を行っております。

17番の借人は、飲食店経営者です。借人は、取引先のみかん農家である貸人のみかんの栽培を手伝うようになつたことをきっかけに、栽培者が減っている二宮みかんを将来に残していくたいと思うようになりました。

農作業は、お店の営業前の午前中に年間130日程やっており、2年間の修行期間を経て、貸人から畠の一部を借り受けるとの承諾いただき、今回、農地中間管理事業による権利設定に至りました。

栽培した二宮みかんは、生食用のほか、ジュース、ジャム、ジエラートなどの6次化商品の材料として利用しています。

引き続き、貸人のもとで栽培を学びながら、軌道に乗ればミカン栽培の面積を増やしていきたいことを聞き取りにより確認しています。

続いて議案書の31ページをご覧ください。第17号議案、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積についてです。

この議案は、平成21年に農地法が大きく変わった際に、農地を取得する際の要件である下限面積を各農業委員会で決定することができるものです。現在犬山市の下限面積は20アールですが、引き続き20アールとすることを提案します。下限面積はその設定した面積未満の農家が全体の4割を下回らないようにする必要があります。農地基本台帳によると、市内農家のうち20アール以上耕作している農家が全体の約40%であるのに対し、30アール以上耕作している農家が全体の約30%となります。従って、20アールを下限面積とすることが妥当となります。

年数を経て離農する農家が増えてくると20アール以上耕作している農家が40%を下回る可能性もありますので、そうすると下限面積を10アールとすることができます。なお、下限面積の最低ラインが10アールなので、それ未満に設定することは特例がない限りできません。

議長

ただいま事務局から、第12号議案から第17号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見等はございますか。

意見がないようでございますので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

午後2時25分 地区審議

午後2時40分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。

それでは、第1・2号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番について地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第1・2号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第1・3号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。1番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第1・3号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第1・4号議案、農地法第5条の規定による許可申請

書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号1番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 2番と3番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。1番について、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第14号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第15号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番と2番、20番と21番について犬山地区お願いします。

高木委員 2番高木です。問題ないので、可といたします。

議長 3番から8番、22番から31番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、許可相当といたします。

議長 9番から15番、32番から35番について羽黒地区お願いし

ます。

吉野委員 8番吉野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 16番について池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 17番から19番、36番と37番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。17番から19番については可といたします。
36番と37番については、今月15日に面談を行いまして、許可相当という判断をしております。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第15号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第16号議案に入りますが、本議案には高木委員と寺澤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第3・1条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

それでは、第16号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。1番と2番について、犬山地区お願いします。

今井委員 1番今井です。問題ありませんので、可と認めます。

議長 3番から8番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、可といたします。

議長 9番から15番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 16番について、池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。地区審議の結果、可といたします。

議長 17番から19番について、楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第16号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第17号議案、農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について、議案書に基づき決定を求めます。

全委員さんにお諮りします。

第17号議案、別段の面積を議案書のとおり決定してよいですか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。

議案書の32ページをご覧ください。報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は2件です。

議案書の34ページをご覧ください。報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は10件です。報告事項については以上です。

議長

報告について、ご質問などありましたらお話ください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。